

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 上下水道局 水道施設整備係

個人情報ファイルの名称	工事申込台帳	
行政機関等の名称	妙高市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局	
個人情報ファイルの利用目的	給水装置工事の申込みに関する事務	
記録項目	1 氏名、2 住所	
記録範囲	給水装置工事申込者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 妙高市上下水道局	
	(所在地) 〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 1200 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 上下水道局 経営係

個人情報ファイルの名称	上下水道料金データ（需要家台帳）	
行政機関等の名称	妙高市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道料金の賦課・徴収・収納管理事務	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 賦課情報、5 収納情報、6 口座情報、7 送付先情報、8 滞納管理情報、9 還付情報	
記録範囲	上下水道の使用者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 妙高市上下水道局	
	(所在地) 〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 1200 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 上下水道局 経営係

個人情報ファイルの名称	下水道受益者負担金データ（受益者負担金等の賦課台帳）	
行政機関等の名称	妙高市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道局	
個人情報ファイルの利用目的	下水道受益者負担金の賦課・徴収・収納管理事務	
記録項目	1 土地所有者氏名、2 住所、3 土地の所在地、4 地籍、5 登記地目、6 現況地目、7 負担金賦課額、8 納付額 9 納付日、10 電話番号	
記録範囲	下水道受益者である土地所有者	
記録情報の収集方法	本人、市民税務課、農業委員会、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 妙高市上下水道局	
	(所在地) 〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 1200 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		